

令和5年第4回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和5年4月25日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和5年4月25日 午後3時00分							
閉 会	令和5年4月25日 午後4時45分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	欠席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	欠席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		大賀 文吉 ・ 岩崎 新一						
議事参与		板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 下山 優美						
書 記		榎 友美						

会議事件名

- 議案第15号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第16号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第17号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第18号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 議案第19号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

顛末

令和5年4月25日

開会 午後3時00分

【会長代理】 これより、令和5年第4回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。
議案書7ページの(1)会長専決規程第3条による専決事項の報告の農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出及び農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年4月1日に改正法が施行されたことにより号ずれが生じております。農地法第4条第1項第8号が第7号となり、農地法第5条第1項第7号が第6号となったものです。従いまして、農地法第4条第1項第7号及び第8号の規定による農地転用届出と農地法第5条第1項第6号及び第7号の規定による農地転用届出に訂正をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号9番 大賀 文吉 委員・番号11番 岩崎 新一 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第15号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第15号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 4件 7筆

番号6

受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は790日であり、農作業

	<p>に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10,205.52アールで、自宅から申請地までは約2.3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>番号6について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【卯月 良治 推進委員】	<p>番号6について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号7について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号7 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は900日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は236.</p>

	<p>95アールで、自宅から申請地までは約0.1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号7について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【木暮 剛 推進委員】	<p>番号7について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号8 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は1500日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は239.33アールで、自宅から申請地までは約0.2キロメートルであ</p>

	り、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号8について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花を栽培し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 勝美 推進委員】	番号8について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号9について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号9 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は300日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は25.69アールで、自宅から申請地までは約0.4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、

	農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号9について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号9について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第15号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第16号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第16号 農地法第4条の規定による転用許可申請

	<p>農家住宅（追認） 1件 1筆</p> <p>番号1</p> <p>申請人は畑作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。</p> <p>【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p> <p>【矢部 英利 農業委員】 番号1について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅の追認ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>【議長】 ありがとうございます。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> <p>【河野 博 推進委員】 番号1について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p> <p>【議長】 ありがとうございます。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
--	---

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第16号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第16号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第17号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第17号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <p>所有権の移転 5件 70筆</p> <p>賃借権の設定 1件 1筆</p> <p>使用貸借権の設定 2件 3筆</p> <p>地上権の設定 1件 3筆</p> <p>番号14</p> <p>受人は、学校教育を行っている〇〇〇です。今回、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の教室数が不足しているため、仮教室の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号14について調査してまいりました。申請地は、おおむね300メートル以内に駅・市町村役場等が存在する農地であるため、農地区分は第3種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。学校教育施設(仮教室)を建築するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 勝美 推進委員】	番号14について調査してまいりました。申請地には学校教育施設（仮教室）を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、給排水施設はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号15について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号15 受人は、現在市内に妻の両親と同居し、6人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を妻の祖母から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号15について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅及び道路後退用地ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号15について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック及び溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、一般下水道管に接続して放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号16について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号16 受人は、現在市内に家族2人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道17号(上尾道路Ⅱ期)改築工事に伴い、自宅が収用されることになり、代替地を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号16について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井 正夫 推進委員】	番号16について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接する農地はありません。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については公共下水道管に接続して放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号17について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号17 受人は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル168枚を設置し、発電の規模は91.56kwの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号17について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するという

	<p>ことで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【武井 正夫 推進委員】	<p>番号17について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するということですが、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。申請地には防草シートを敷きます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号18について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号18 受人は、現在市内の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を妻の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>番号18について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められま</p>

	せん。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【安野 悦男 推進委員】	番号18について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック及び溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号19と番号20について、関連がありますので、一括して内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号19と番号20について一括して説明いたします。 受人は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける、または地上権を設定する話がまとまり申請するものです。太陽光パネル5,796枚を設置し、発電の規模は3,361.68kwの設備を計画しております。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号19と番号20について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、

	その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 勝美 推進委員】	番号19と番号20について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するというのですが、隣接農地との境界にはマウントアップ及びフェンスを設置し、雨水は敷地内で自然浸透とし、保守管理する旨の契約書も添付されています。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号21について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号21 受人は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル2,610枚を設置し、発電の規模は1,513.8kwの設備を計画しております。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊】	番号21について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用

【農業委員】	<p>もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置することで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【馬場 勝美 推進委員】	<p>番号21について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップ及びフェンスを設置し、雨水は敷地内で自然浸透とし、保守管理する旨の契約書も添付されています。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>5.6ヘクタールという大規模な太陽光発電施設の計画のため、太陽光パネルによる反射で付近の気温上昇等が考えられる。付近で行っている花きの栽培等に影響はないのか。</p>
【事務局】	<p>鴻巣市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインが4月1日に施行されました。このガイドラインに基づいて、鴻巣市環境課と共に事業者と調整し、周辺環境への配慮や営農条件に支障の生じるおそれがないよう指導していきます。</p>
【議長】	<p>他に質問はございませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号22について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>

<p>【事務局】</p>	<p>番号 2 2 受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル 2, 7 5 4 枚を設置し、発電の規模は 1, 5 9 7. 3 2 k w の設備を計画しております。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【萩原 豊 農業委員】</p>	<p>番号 2 2 について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 1 0 へクタール未満の農地であるため、農地区分は第 2 種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置することで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【馬場 勝美 推進委員】</p>	<p>番号 2 2 について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップ及びフェンスを設置し、雨水は敷地内で自然浸透とし、保守管理する旨の契約書も添付されています。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>

<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第17号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第17号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第18号 農業委員会事務の実施状況等の公表について及び議案第19号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、関連がありますので一括して議案説明を事務局をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案第18号と議案第19号について一括して説明いたします。</p> <p>平成28年4月1日からの改正農業委員会等に関する法律の施行により、農業委員会は、農地等の利用の最適化推進状況やその他事務の実施状況を公表し、農林水産省がこれを取りまとめて公表することとなりました。</p> <p>このため、鴻巣市農業委員会では活動計画及び活動の点検・評価を作成し、農業委員会定例会で決定した後、県を通じて国へ報告するとともに、市ホームページに公表することとなります。</p> <p>お手元の資料「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」をご覧ください。</p> <p>(実施状況の説明)</p> <p>次に、お手元の資料「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）」をご覧ください。</p> <p>(最適化活動の目標の説明)</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。</p>
<p>【矢部 英利 農業委員】</p>	<p>農地の集積面積は、どのように出しているのか。</p>

<p>【事務局】</p>	<p>鴻巣市農政課が担い手の農地利用集積状況調査をまとめています。その中で、認定農業者等の農地利用集積面積が集計されているので、その数字を記載しています。</p>
<p>【議長】</p>	<p>他に質問はございませんか。</p>
<p>【酒巻 貞夫 農業委員】</p>	<p>緑区分や黄色区分の遊休農地とはどのようなものか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>昨年の9月から10月にかけて行った農地パトロールの際に、AからEまでの判定区分に分けてもらいました。B判定となった雑草の高さが腰以上で草刈り等を行うことにより耕作可能となる農地が緑区分で、C判定となった雑木の高さが人の背丈以上で草刈り等では直ちに耕作できない農地が黄色区分です。</p>
<p>【議長】</p>	<p>他に質問はございませんか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。はじめに議案第18号 農業委員会事務の実施状況等の公表について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第19号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p>

	<p>令和5年3月11日～令和5年4月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第7号及び第8号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>2件</td> <td>2筆</td> <td>825㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第6号及び第7号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>16件</td> <td>26筆</td> <td>5,542.71㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>135㎡</td> </tr> <tr> <td>農業用倉庫に係る届出</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>199㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>20件</td> <td>30筆</td> <td>6,701.71㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p> <p>【一同】 (特になし)</p> <p>【議長】 続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員又は推進委員の方から何かありますか。</p> <p>【一同】 (特になし)</p> <p>【議長】 最後に事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動記録簿の返却について ・買受適格者証明について ・農地法第3条下限面積要件について ・農地転用の申請地の保全管理及び是正について ・新規参入及び貸借の斡旋等、委員の個人情報提供の承諾について ・親睦会報告の予定について <p>【会長代理】 これをもちまして、令和5年第4回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和5年5月25日(木)午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時45分</p>	2件	2筆	825㎡	所有権の移転	16件	26筆	5,542.71㎡	使用貸借権の設定	1件	1筆	135㎡	農業用倉庫に係る届出	1件	1筆	199㎡	合計届出件数	20件	30筆	6,701.71㎡
2件	2筆	825㎡																		
所有権の移転	16件	26筆	5,542.71㎡																	
使用貸借権の設定	1件	1筆	135㎡																	
農業用倉庫に係る届出	1件	1筆	199㎡																	
合計届出件数	20件	30筆	6,701.71㎡																	